

埼玉東部通信

~ 2013.5 Vol.2 ~

埼玉東部法律事務所

〒343-0816

埼玉県越谷市弥生町3番33号

越谷東駅前ビル5階

TEL : 048-965-2600

FAX : 048-965-2627

ご挨拶

緑濃く、吹く風が心地よい季節になりました。皆様いかがお過ごでしょうか。

この度、当事務所は、30年余りを過ごしたエガワプラザビルから、越谷駅至近の越谷東駅前ビル5階に移転しました。弁護士13人、事務局12人が執務できるよう机を配置し、相談室と会議室も同じフロアに設けました。この拡充により、今まで以上に充実した法的サービスをお届けできます。また、研修等にも努めて質の向上をはかり、連日相談、出張相談、学習会等にも積極的に取り組みます。

時代は、グローバルな変動状況にあり、地域社会にも様々な影響を及ぼしております。基本的人権の尊重、民主主義、平和主義を理念とする事務所として、地域社会に根ざし、皆様とともに思索と実績を重ね、時代に向かい合おうと思います。

皆様には、これまで以上のご指導をよろしくお願い致します。

運営委員長 弁護士 山 越 悟

新事務所紹介

その1

新事務所は、東武スカイツリーライン越谷駅東口から徒歩1分と好立地です。場所もわかりやすく、アクセスがたいへん良くなりました。事務所は越谷東駅前ビル5階です（裏面地図をご参照ください。）。



その2

事務所の面積は約380m²で、執務室・相談室・会議室等が全て同じフロアにあります。これにより、全ての事務所設備をバリアフリーとすることができ、身体の不自由な方、ご年配の方などが利用しやすい設備となりました。

その3

相談室エリアは通路を広く取り、壁の一部に半透明ガラスを使用して、開放的で明るい空間になりました。一方で、各相談室の防音性を高め、プライバシーにも配慮した作りとなっています。



その4

事務所の会議だけでなく、学習会やセミナーにも利用できるよう、会議室を広く取りました。会議室の窓からは、越谷駅と東武スカイツリーラインを見下ろすことができます。



憲法96条「改正」の行き着くところは

今年、66回目の憲法記念日を迎えましたが、ここに来て、自民党や日本維新の会、みんなの党などが、憲法改正の発議要件を緩和する憲法96条の先行改正を7月参院選の争点にすることを明言しています。内容ではなく改正手続にスポットを当てるやり方は、他の諸外国を見ても異例です。

もともと、憲法は、国家権力を縛るためのものです。時の権力者の一存で簡単に変えられないように、改正手続にわざと高いハードルを設けたのです。ですから、「国会議員の3分の1が反対しただけで憲法を改正できないのはおかしい」という理屈自体、とても違和感があります。

さて、憲法96条改正があくまでも他の条文改正のための手段にすぎないことは、すぐにわかります。い

い方向に変わらざるを得ないからそれもよし、と考える方もいらっしゃるかもしれません。でも、自民党が憲法をどう「改正」するつもりなのか、その一番重要な部分が、あまり報道されません。実は、いわゆる9条問題だけではないのです。退役軍人が大臣になります。「奴隸的拘束を受けない」という言葉がなくなります。表現の自由に得体の知れない制限が付きます。国を拘束するはずの憲法に、なぜか国民が従わされる義務を負わされます。国民を守るために憲法が、国民を縛るために憲法に様変わりするのです。

96条「改正」は、その導火線です。一度火が付いたら、もう簡単には消せません。反対の声を上げるのは、今しかないのです。

弁護士 齊藤耕平

江川紹子さん講演会&新事務所内覧会のご案内

毎年春秋の2回、当事務所主催で学習会を行なってきましたが、今回は事務所移転記念講演会と銘打って、規模を大きくして行ないます。

講師はジャーナリストの江川紹子さんです。オウム真理教事件、冤罪事件、検察問題など鋭い視点で取材をされています。また、著書多数、テレビやラジオ出演など多方面で活躍されている方です。憲法改正をめぐる動きをジャーナリストの視点でお話いただきます。

また、当日は午後1時より新事務所の内覧会を行ないます。ご都合のよいお時間にお気軽にお越しください。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

事務所移転記念講演会

講演者 江川紹子さん

「ジャーナリストの視点でみる改憲の動き」

6月25日（火）18：45 越谷市中央市民会館 劇場

新事務所内覧会

6月25日（火）13：00～18：00

新しくなった事務所をぜひ見学にいらしてください。

※いずれも予約不要です。

埼玉東部法律事務所 新事務所移転記念講演会
ジャーナリストの視点でみる改憲の動き
～私の取材ノートから～

講師 江川紹子氏（ジャーナリスト）
開催日時 2013年6月25日（火）午後6時15分開場 午後6時45分開演
会場 越谷市中央市民会館 劇場 入場無料・予約不要
主催 埼玉東部法律事務所
日時 5月7日より、下記事務所に移転しました。
新住所 埼玉県越谷市南越谷3-33 越谷駅前ビル5F
TEL 048-965-2600・FAX 048-965-2601
主な業務として「民事訴訟・交通事故・労働問題をはじめとした各種の民事問題の解決を主とする法律事務所」を目指す法律事務所です。主な業務として「民事訴訟・交通事故・労働問題をはじめとした各種の民事問題の解決を主とする法律事務所」を目指す法律事務所です。

JR越谷駅東口より徒歩約1分、越谷駅前ビル5Fへお越し下さい。

地図

information

法律相談

当事務所では毎日法律相談を実施しています。
相談は初回無料ですのでお気軽にご相談ください。
お電話にてご予約をお願い致します。

◆電話番号◆ 048-965-2600
◆受付時間◆ 平日 午前9時～午後6時

- キッズルームを用意しております。
お子様連れの方も安心してご相談ください。
- ホームページも充実させておりますので、是非ご覧ください。

<http://saitamatobu.mylawyer.jp> 埼玉東部法律

